

■ 建築物

【集落景観形成地域】

項目		景観形成基準																							
配置		<p>○山並みの稜線や優れた眺望景観を損なわないよう、配置に留意する。</p> <p>○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</p> <p>○建築物は、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退する。</p> <p>○敷地内に景観的に良好な樹木、樹林や、湧水、水路等の水辺がある場合、これらに配慮した配置とする。</p>																							
外観	規模	<p>○建築物等の高さは15m以下とする。</p> <p>○個々の建築物等の規模は極力コンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を妨げないように配慮する。</p> <p>○周辺の集落景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。</p>																							
	形態・意匠	<p>○外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮し、周辺の集落景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。</p> <p>○屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とし、周辺の集落景観となじむよう努める。</p> <p>○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。</p> <p>○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう見え方に配慮する。</p> <p>○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態・意匠、色彩、材料など、周辺景観となじませるよう配慮する。</p>																							
	色彩等	<p>○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や集落景観と調和した色調とする。</p> <p>○基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材の色彩を除く。</p> <p>○使用する色数をできるだけ抑える。</p> <p>○アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。</p> <table border="1" data-bbox="507 1507 1425 1771"> <thead> <tr> <th colspan="2">部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td rowspan="3">各立面の2/3以上</td> <td>0.1R~4.9YR</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>3.0以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR~5.0Y</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>5.0以下 4.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.0以上 8.0未満 8.0以上</td> <td>1.5以下 1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td rowspan="2">屋根</td> <td>0.1R~5.0Y</td> <td>6.0以下</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位		色相	明度	彩度	基調色	各立面の2/3以上	0.1R~4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下	5.0YR~5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下	その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下	屋根色	屋根	0.1R~5.0Y	6.0以下	5.0以下	その他	6.0以下
部位		色相	明度	彩度																					
基調色	各立面の2/3以上	0.1R~4.9YR	3.0以上 8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下																					
		5.0YR~5.0Y	3.0以上 8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下																					
		その他	3.0以上 8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下																					
屋根色	屋根	0.1R~5.0Y	6.0以下	5.0以下																					
		その他	6.0以下	3.0以下																					
材料		<p>○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感を持つものは極力避ける。</p> <p>○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。</p>																							

■建築物

【集落景観形成地域】

項目	景観形成基準
屋外照明	<p>○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を抑え、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物の生息環境に留意する。</p> <p>○点滅式などの動きのある光源は、原則として避ける。</p>
緑化	<p>○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>○敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。</p> <p>○大規模な建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。</p> <p>○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。</p>
その他	<p>○駐車場は、できるだけ出入口を限定し、外周部の緑化に努める。</p> <p>○自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。</p> <p>○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。</p>

■工作物

【集落景観形成地域】

項目	景観形成基準
垣、柵、門、塀の類	<p>○集落地の家なみの連続性に配慮し、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観及び建築物本体と調和したものとする。</p> <p>○既存の石垣は、保全に努める。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。</p> <p>○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。</p> <p>○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。</p>
電柱、鉄塔、アンテナの類	<p>○設置の際は、山並みの稜線の分断、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退し、下部を植栽などの遮へいで目立たないように工夫する。</p> <p>○高さは30m以下とする。</p> <p>○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。</p> <p>○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。</p> <p>○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。</p> <p>○移動通信用鉄塔については、「都留市移動通信用鉄塔等設置基準」による。</p>
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	<p>○周囲の山並みや稜線の連続性、自然景観、眺望景観、農山村景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。</p>
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<p>○工作物の高さは15m以下とする。</p> <p>○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</p>
太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	<p>○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩など周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。</p> <p>○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いるなど周辺景観に配慮する。</p> <p>○太陽光発電施設については、「都留市太陽光発電施設設置基準」による。</p>

項 目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	<p>○自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。</p> <p>○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。</p> <p>○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。</p> <p>○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。</p> <p>○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。</p>
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<p>○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。</p> <p>○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<p>○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。</p> <p>○積み上げに際しては、整然と積み上げ、圧迫感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。</p> <p>○敷地周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。</p>
木竹の伐採	<p>○樹林の保全・育成を基本とし、周辺景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。</p> <p>○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。</p> <p>○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけまともりを持たせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。</p> <p>○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>